令和７年度に向けた

案

子どもまんなか社会の実現のための子ども施策についての提案・要望書

令和６年●月

滋賀県

令和７年度に向けた
子どもまんなか社会の実現のための子ども施策についての提案・要望

提案・要望　1　子どもにやさしい社会づくりのための施策展開・・・・・・・・・・・・・・　1

提案・要望　2　こども誰でも通園制度の円滑な導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

提案・要望　3　幼児教育・保育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

提案・要望　4　放課後児童クラブにおける保育の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・　7

提案・要望　5　学びの機会を保障するための体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

提案・要望　6　夢と生きる力を育む教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

提案・要望　7　医療的ケア児等に対する支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

提案・要望　8　こどもの貧困の解消に向けた支援の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

提案・要望　9　社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進・・・・・・・・・・・・・　17

提案・要望　10　非行防止・立ち直り支援活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

提案・要望　11　若者の社会参画活動の促進支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21

提案・要望　12　子どもの成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みづくり・　23

提案・要望　13　全国一律の子どもの医療費助成制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・　25

提案・要望　14　実効性ある子ども施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27

子どもにやさしい社会づくりのための施策展開

➢ 社会全体の構造・意識の改革を進めることにより、子どもの権利を守り、子ども・子育てを社会全体で支える社会の実現を図る。

【提案・要望先】こども家庭庁

１．提案・要望内容

(1) 子どもの権利を守る仕組みづくりのための財政的支援
(2) 社会全体で子どもと子育てを支える施策の一層の推進

２．提案・要望の理由

(1) 子どもの権利を守る仕組みづくりのための財政的支援

○ 子どもは、大人に比べて相対的に弱い立場となりやすいことから、様々な権利侵害を受けやすい状況に置かれており、子どもの権利の保護・促進のための独立機関の設置が求められている。

○ 子どもの権利が守られているかをモニターし、調査や勧告する権限を持つ機関の設置など、子どもの権利を守る仕組みづくりに係る地方の施策への財政的支援が必要。

(2) 社会全体で子どもと子育てを支える施策の一層の推進

○ 「こどもまんなか社会」の実現に向けては、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援するとともに、子どもや子育て中の方々がそのことを実感できるよう、社会全体の構造や意識の改革を進める取組の着実な実施が必要。

○ 本県では、民間の事業者等による子どもや子育て世帯の支援を促すための「すまいる・あくしょん」の一環として、県施設において子ども連れでの外出の阻害要因を解消するための取組を行い、令和６年度には民間における設備の設置等に係る補助制度を新設した。

○ 「こどもまんなか実行計画 2024」に記載の「こどもファスト・トラック」の取組が一層推進されるよう、民間の設備設置等に係る補助の充実など、地方が行う施策を支援する措置を講じられたい。

（本県の取組状況と課題）

（１）子どもの権利を守る仕組みづくりのための財政的支援

○　本県では、当事者である子どもの権利や意見をより重視する「子どものために、子どもとともにつくる県政」の実現に向けて、「(仮称)滋賀県子ども基本条例」の制定に向けて検討を進めている。

○　また、条例に基づき、子どもの人権侵害に対する速やかな救済と回復を図るほか、子どもの権利に関する制度提案、子どもの権利やその保護の仕組みなどに関する周知啓発を行う第三者的機関の設置に向けた準備を進めている。

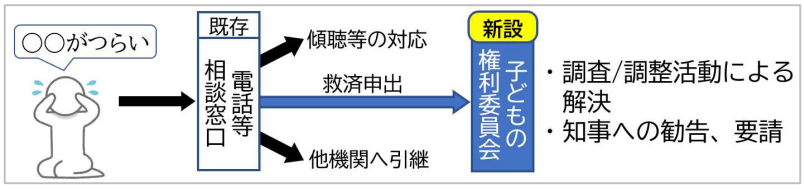

（２）子ども連れの外出にやさしい社会の実現

○　小学生以下の子どもがいる方の約７割が、子どもとの外出に負担を感じている。子どもが小さいほど負担を感じる方の割合は高く、０～２歳の子どもをもつ方では９割を超えている。

○　小学生以下の子ども連れが外出時に負担を感じる理由として「子どもが長時間待てない」「周囲の迷惑になる心配がある」「トイレの利用・授乳等が不便」等が多く挙げられており、社会全体で子どもを見守る機運の醸成と、子どもの利用を想定した施設整備の両輪での取組が必要。また、特に負担を感じる施設は医療機関、交通機関、行政機関、商業施設の順に多く、これら多様な主体での取組が重要である。

子どもと一緒に外出をする際に、負担を感じることはあるか。

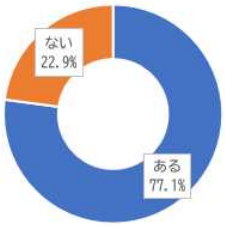

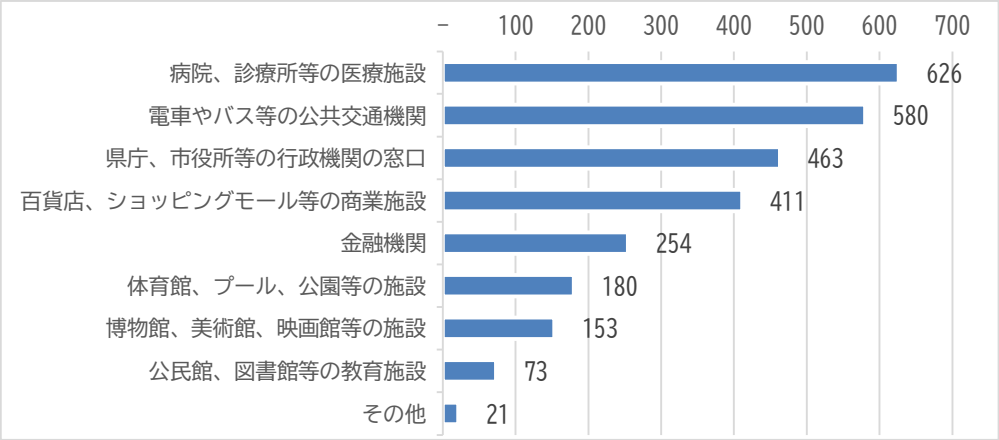

小学生以下の子ども連れが特に負担を感じる施設

（令和５年８月実施のオンラインアンケートにおける、小学生以下の子どもがいる方 1,459 名の回答結果）

担当：子ども若者部　子ども若者政策・私学振興課
企画調整係　TEL　077-528-3565
子ども未来戦略係　TEL　077-528-3573

こども誰でも通園制度の円滑な導入と安定運営

➢ こども誰でも通園制度を円滑に導入し、制度の安定的な運用を図る

【提案・要望先】こども家庭庁

１．提案・要望内容

(1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

○ 導入時期や事業内容など地域事情に応じて柔軟に対応できる制度設計

○ 満３歳到達児が当該年度末まで制度を継続利用できる柔軟な制度設計

(2) 一人当たりの利用枠の拡充と制度運営に必要な財政措置

○ 財政支援の対象となる一人当たり月 10 時間の利用枠の拡充

○ 制度実施に必要となる十分な財政支援措置

２．提案・要望の理由

(1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

○ こども誰でも通園制度について、人口減少地域における保育施設の新たな機能として、また、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備する仕組みとして、「こどもまんなか」社会の実現に向けて期待を寄せるところ。

○ 令和８年度から本格実施となるが、県内市町からは、かねてから取り組んでいる既存制度（一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業等）の今後の在り方を含め、保育全体を勘案した整理が必要との声も聞いている。

○ 待機児童を解消できていない地域もあり、保育ニーズも地域によって異なる。

○ 制度の導入にあたっては、全国一律ではなく、それぞれの地域事情に応じて、事業内容、実施場所、実施手法など柔軟に対応できる制度設計が必要。

○ 満３歳の誕生日以降は、教育・保育給付等へ移行することとなるが、年度途中で受入れ可能な施設の確保が難しく、満３歳到達後の継続的支援が課題。

(2) 一人当たりの利用枠の拡充と制度運営に必要な財政措置

○ 全ての子育て家庭に対する支援を強化するためには、試行的事業において設定されている補助基準上限の「一人当たり月 10 時間」では十分な支援につながらないと、事業実施園から意見を聞いている。

○ 一時預かりとの区別化をより明確にし、「孤立した育児」へも十分な対応を行うためにも、地域の実情に応じて「一人当たり月 10 時間」を超えても利用可能な制度設計が求められる。

○ また、施設からは、採算面が課題との声も聞いており、利用者数が少なくても保育人材を確保できるよう、基準額の抜本的な見直しが必要。

（本県の取組状況と課題）

(1) 地域の実情に応じた柔軟な制度設計

○　本県では、令和６年４月１日時点の待機児童数が 353 人と前年度から大幅に増加した。今後の動向も含めて危機感をもちながら、待機児童対策協議会の開催や保育人材確保の充実・強化等、待機児童の早期解消に向けて取り組んでいるところ。

○　「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」については、県内１市２施設で実施している。

○　令和６年８月 29 日には、県独自の取組として、制度への理解を深めるため全市町を対象とした説明会を開催し、本格実施に向けた準備を進めているところ。

○　「こども誰でも通園制度」の導入にあたっては、県内市町から次のような意見も聞いている。

【試行的事業実施市からの意見】

・年度途中入所希望者のための入所枠の確保との調整が難しい。
・子どもが園に慣れ、安心して過ごせるまで時間がかかる。例えば、週１回（１回当たり６～８時間程度）利用可能とするなど、利用可能枠の拡大が必要。
・満３歳の誕生日以降は教育・保育給付等へ移行することとなるが、年度途中で受入れ可能な施設の確保は難しい。満３歳到達後の年度末まで制度利用を認めてほしい。
・相談対応のために経験豊富な保育士が支援に当たることが望ましいが、１人当たり基準額 850 円と利用者負担（400 円）では、保育士に十分な賃金を支払うことは困難。

【その他市町からの意見】

・待機児童対策が急務であるため、解消されるまでは実施できない。
・今以上に保育士確保と保育の質と量の担保が厳しい状況に追い込まれる。
・現状でも保育士不足であり、一時預かり保育等が実施しにくい状況。

【利用者からの声】

・自分の時間ができて大変助かっており、子どもにとっても、良い刺激になっている。
・（月 10 時間の利用になることについて）何もないよりはありがたいが、週１回６時間程度預けられると利用しやすい。

(2) 一人当たりの利用枠の拡充と制度運営に必要な財政措置

○ 滋賀県では保育士の有効求人倍率が２倍以上で推移しており、慢性的に保育士が不足している状況。

○ 加えて、制度実施に当たって必要な保育士を確保し、安定的に制度を運用するためには、更なる財政措置が必要。

○　また、「一人当たり月 10 時間」以上のニーズも存在すると聞いており、多くの支援を必要とする利用者にも対応ができるよう、また、一時預かりとの区別化を明確にするためにも、地域の実情に応じて「一人当たり月 10 時間」を超えても利用可能とできる制度設計および人員確保の後押しとなる十分な財政措置が必要。

担当：子ども若者部子育て支援課 保育係
TEL　077-528-3557

幼児教育・保育の充実

➢ 保育人材の確保および職場環境のさらなる改善により、保育の質の向上を図る

【提案・要望先】こども家庭庁

１．提案・要望内容

（1）保育士等の職員配置基準の改善と更なる処遇改善の推進

○　保育士等の負担軽減と質の向上を図るための職員配置基準の改善（１歳児の職員配置基準の６対１から５対１を令和７年度当初実現）と安定的な財政措置

○　職員配置の改善に向けた人材確保および職場定着を図るための更なる処遇改善の実施

（2）就学前教育・保育施設の施設整備にかかる財政措置

○　令和６年度中の早期の補正予算対応により就学前教育･保育施設整備交付金の予算枠を確保すること。

○ 令和７年度予算についても同交付金の予算枠を確保すること

２．提案・要望の理由

（1）保育士等の職員配置基準の改善と更なる処遇改善の推進

○　待機児童の解消のほか、こども誰でも通園制度等、すべての子育て家庭を対象に保育が拡大し、保育の重要性が増すなか、より一層保育人材確保が急務。

○　保育士等が仕事に誇りを持って定着できるよう、その専門性や特殊性を勘案し、全産業平均の動向を注視しながら、一層の処遇改善が必要。

○　令和６年度からの実現が叶わなかった１歳児の職員配置基準の改善について、早期の実施が必要。また、最低基準として配置することとなる職員の財政措置については、加算ではなく、基本分単価により所要の経費を安定的に措置することが必要。

（2）就学前教育･保育施設の施設整備にかかる財政措置

○　令和６年度の予算枠が十分に確保されなかったことにより、保育所等の施設整備に支障を来たしている状況が続いている。

○　これまで２回の協議が実施されたものの、対象が限定されるとともに、内示額が協議額のわずか８％にとどまる状況に事業者からは不安の声が広がっている。

○　令和７年度においても、こども家庭庁が実施された所要額調査を踏まえ、適切に予算枠を確保されることが必要。

（本県の取組状況と課題）

(1) 保育士等の職員配置基準の改善と更なる処遇改善の推進

○ 1･2 歳児の保育士配置が 5:1 となるよう加配に要する経費を民間保育所等に補助

○ 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

全産業 35.5 万円 ＞ 保育士 30.9 万円（差額 4.6 万円）

（出典：令和６年３月「保育政策の動向について」こども家庭庁成育局保育政策課）

○ 本県でも、高校への保育の仕事出前講座や中学生向けリーフレットの作成などの保育の仕事の魅力発信事業や、就業継続支援、働きやすい職場環境づくりなど、保育人材確保の取組を進めている。

○ しかし、有効求人倍率は高水準で推移しており、保育士が確保できず定員まで子どもを受け入れることができない施設があり、待機児童発生の主要因となっている。

○ 加えて、こども誰でも通園制度の実施に伴う新たな業務も発生し、更なる人員確保を図るためには一層の処遇改善が不可欠。

【保育士の有効求人倍率の状況（年度平均）】

■全国

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
保育士	2.11	2.61	2.88	3.01	2.54	2.49	2.46	**2.74**
全業種	1.39	1.54	1.62	1.55	1.1	1.16	1.31	1.29

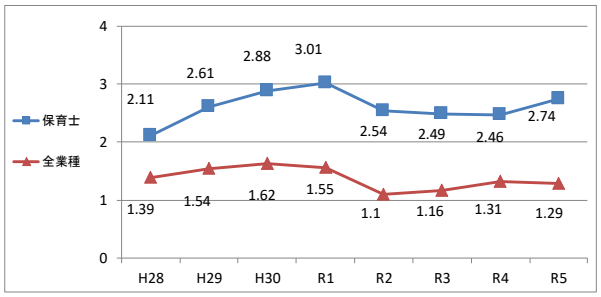

■滋賀県

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
保育士	2.13	2.65	2.75	3.46	2.65	2.27	3.12	**3.47**
全業種	1.2	1.33	1.38	1.31	0.86	0.97	1.13	1.05

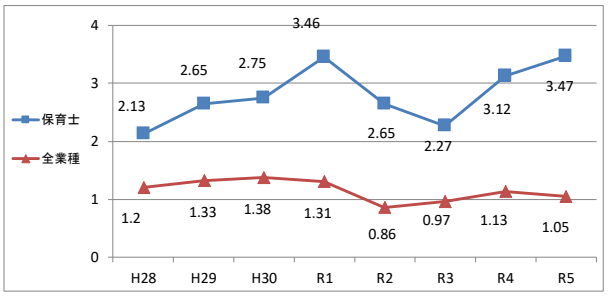

(2) 就学前教育・保育施設の施設整備にかかる財政措置

○ 本県市町においても、内示額が協議額のわずか８％にとどまる状況や事業実施の見通しが不透明な状況に不安が広がっている。

【本県の内示・協議状況（R6）】

第１次協議（内示）	６市７施設	６８８百万円	
第２次協議（内示）	４市５施設	５百万円	
第２次協議（未内示額）	〃	５９百万円	2.7 億円（7市 14 施設）
第３次以降協議予定	４市９施設	２１２百万円	

担当：子ども若者部子育て支援課保育係
TEL　077-528-3557

放課後児童クラブにおける保育の質の向上

➢ 放課後児童クラブの安定運営や放課後児童支援員等の処遇改善に対する支援、監査の質の向上や夏休み限定開所クラブの運営費創設など保育の量と質の向上を図る。

【提案・要望先】こども家庭庁

１．提案・要望内容

(1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

○　放課後児童健全育成事業の運営費における基準単価の増額

○　運営費の年間開所日数の要件見直し、長時間開所加算（長期休暇等分）対象拡充

(2) 夏休み限定開所クラブに対する運営費の創設

○　放課後児童健全育成事業における夏休み限定開所クラブに対する運営費の創設

(3) 放課後児童健全育成事業に対する監査の質の向上

○　放課後児童健全育成事業の質の向上を図るための立入調査の基準の明確化

２．提案・要望の理由

(1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

○　待機児童を解消し、質の高い保育を提供するため、放課後児童支援員等の人材確保につながる処遇改善が必要。そのための運営費の基準単価の増額が必要。

○　年間開所日数 250 日以上の要件により、土曜日を合同保育で実施している場合や、利用状況によって数日満たない場合に交付金が減額となること、処遇改善の対象とならないことについて、現場から切実な声を聞いており実態に即した見直しが必要。

○　開所日数に関わらず、長期休暇期間中に１日８時間を超えて開所している実情を踏まえ、長時間開所加算の見直しが必要。

(2) 夏休み限定開所クラブに対する運営費の創設

○　夏休みの預け先を確保するため年度当初に学童保育の申し込みを行うことが待機児童発生の一因にもなるため、夏休み限定開所クラブに対する運営費創設が必要。

(3)　放課後児童健全育成事業に対する監査（立入調査）の質の向上

○　事故防止マニュアルや安全計画の策定状況の確認等、各施設における安全確保の取組状況を継続的に確認し、改善するうえで立入調査が重要。

○　子どもの安全安心を確保し、保育の質を高めるため、市町村が実施する放課後児童健全育成事業の立入検査について、保育所等と同様の全国統一基準を定める必要。

（本県の取組状況と課題）

(1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

○　放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、受け皿整備を進めているものの、依然として待機児童が発生。

○　県内では、新たな開設場所を確保したものの、支援員の確保ができず児童の受入れができなかった例がある。支援員の安定確保のためには更なる処遇改善が必要。

○　また、土曜日に閉所している事業所において、年間 250 日に満たないまでも 240 日以上の開所となることを踏まえ、施設が安定的に運営できるよう支援の充実が必要。

■滋賀県の放課後児童クラブの現状

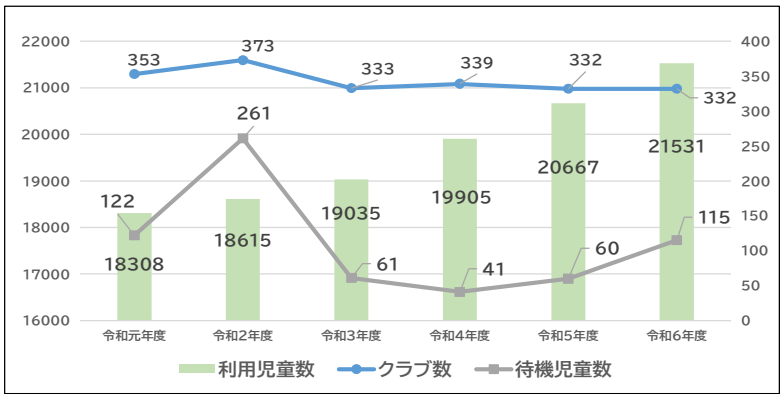

◇子ども・子育て支援交付金交付要綱

・基準額（常勤の放課後児童支援員を 2 名以上配置した場合）

200～249 日　4,522 千円

250 日以上　6,552 千円（差額 2,030 千円）

・開所日数が要件となっている加算

長期休暇等に係る長時間開所加算

◇開所日数 250 日未満のクラブ数　25 施設

(2)　夏休み限定開所クラブに対する運営費の創設

○　年度当初と夏休み後の登録児童者数、待機児童数の状況

基準日	登録児童数	待機児童数
令和5年5月1日	20,667	60
令和5年10月1日	19,898	25
減少数	▲ 769	▲ 35

(3) 放課後児童健全育成事業に対する監査の質の向上

○事故防止マニュアルの策定状況

プール活動等実態調査時（令和５年８月）　　令和６年３月末時点

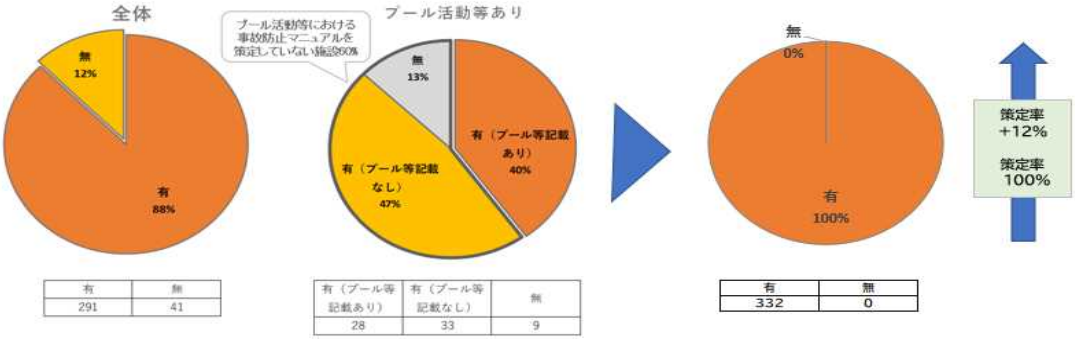

○　計画的に立入調査を行い、安全確保に向けた取組の指導を継続する必要。

学びの機会を保障するための体制の充実

➢ すべての子どもたちに学びの機会と居場所を保障し、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。

【提案・要望先】文部科学省、こども家庭庁

１．提案・要望内容

（１）　教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置
（２）　日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実
（３）　不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実
（４）　多様な学びや居場所に対する財政措置

２．提案・要望の理由

滋賀県では令和６年３月に「しがの学びと居場所の保障プラン」を策定し、不登校の状態にある児童生徒の多様な学びと居場所を保障し、子どもたちの生きる力を育むために不登校対策の充実に全庁あげて取り組んでおり、国の支援が必要である。

(1)　**教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置**

○ 不登校児童生徒の学習の場として、校内・校外に教育支援センターの設置を進めているが、設置・運営にかかる人材や予算の確保が難しく、不登校児童生徒の学びと居場所の保障のため、その設置促進に向けて国による財政措置が必要である。

○ また、校外教育支援センターに学習支援等の支援員や保護者や教職員への助言を行う人材を配置し、通所が難しい不登校児童生徒に対して家庭訪問や多様な場を活用した相談等を行う広域的な支援体制の整備拡充が必要である。

(2)　**日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実**

○ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等が増加しているとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられ、使用言語の多様化も進んでいる。そのため、受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の充実に向け、加配や支援の拡充が必要

(3)　**不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実**

○ 不登校等の困難を抱えた子どもたちへ支援を行う専門職として、ＳＣ（スクールカウンセラー）やＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）の配置を進めているが、相談等のニーズに対して配置が十分でなく、家庭等へのアウトリーチ支援等の新たなニーズへの対応も必要なため、人材の確保と配置の充実、そのための財政措置が必要である。また、国の積算基準になっているＳＣ、ＳＳＷの報酬単価についても増額が必要である。

(4)　**多様な学びや居場所に対する財政措置**

○ フリースクールなどの民間施設といった学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒の活動を保障するため、民間施設等に関する支援の考え方を整理した上で、多様な居場所の更なる充実に向けた財政支援の強化や、民間施設等の利用負担軽減に係る全国一律の補助制度の創設が必要である。

（本県の取組状況と課題）

（１）教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置

○ 教育支援センターの設置状況

種別等		総数	うち設置数	設置率
校外	市町数	19	18	94.7%
校内（公立）	小学校	220	127	57.7%
	中学校	95	84	88.4%

（２）日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

○取組状況
【集住地域対象】国の支援事業を活用した市町への補助
【散在地域対象】急な転入に対応する母語支援員の派遣
【全県対象】市町で雇用困難な言語の母語支援員の派遣

○課題
・外国人児童生徒の増加および集住化・散在化・多言語化に伴う支援の拡充
・日本語指導担当教員の研修等による指導力向上
・必要な地域での日本語初期指導教室の設置

日本語指導が必要な児童生徒数の推移（日本国籍を含む）

（３）不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実

○ ＳＣやＳＳＷの配置状況（公立）※数値は校数

	総数	ＳＣ配置	ＳＳＷ配置	ＳＳＷ派遣
小学校	220	35（毎月３回程度） 185（年６時間配置）	37（週２回程度勤務）	113
中学校	95	全学校配置 （週１回程度勤務）	－	60
高等学校	46	全学校配置 （週１回程度勤務）	－	24
特別支援学校	16	5	－	－

報酬単価
SC
5,110 円/時
SSW
3,580 円/時

ＳＣ相談等対応件数：37,572 件　　SSW 対応児童生徒数：1,959 人　（いずれもＲ５年度）

（４）多様な学びや居場所に対する財政措置

○ 不登校児童生徒数のうち、フリースクール等民間施設の利用者数

	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
不登校児童生徒数	3,025	3,203	4,007	4,550
民間施設利用者数	72	83	133	192
うち学校出席扱者数	56	62	100	153

フリースクール等民間施設は、活動報告やケース会議への出席など、学校との連携を図っているが、人員や運営が厳しい中、連携の取組維持が難しい。

○ フリースクール等民間施設利用者の公的支援ニーズ（アンケート調査結果速報）
・フリースクール等民間施設との連携　83.3%
・教室以外の居場所の充実　69.4%
・教員の増員　59.7%
・ＳＣやＳＳＷなどの専門職員の増員　56.9%
・オンライン授業を受けられる　50.0%

○ フリースクール等民間施設に対する県内市町単独補助制度の実施状況（R6.8 時点）

	実施市町数
利用者向け	11
施設向け	1

※補助対象者や補助額等は様々。

担当
教育委員会事務局幼小中教育課児童生徒室　TEL:077-528-4668
子ども若者部子どもの育ち学び支援課　TEL:077-528-3457

夢と生きる力を育む教育環境の整備

4 質の高い教育をみんなに　8 働きがいも経済成長も

➢ 子どもたちの「夢と生きる力」「学ぶ力」を育むためには、教職員を支え、働き方改革を一層推進し、子どもと向き合う時間の確保が必要。多様なスタッフを学校に配置してチーム力を高めることが教員の人材確保にも資する。

【提案・要望先】文部科学省

１．提案・要望内容

優秀な人材の確保に向けた支援

〇教員定数の一層の改善・充実および各種支援スタッフの活用に向けた財政措置の拡充

・小学校における教科担任制を一層推進するための専科教員の配置拡充

・教育相談機能充実のための養護教諭の複数配置基準の改善

・働き方改革推進のための各種支援スタッフの拡充

〇中学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行促進のための人材確保支援

・部活動指導員の確保と効果的・効率的な配置に向けた指導員補助単価の増額等の待遇改善や、中学校部活動と地域指導者のマッチングを図るコーディネーターの配置を行うため、十分な予算を確保して財政支援を行うこと

・現行の実証事業と同様の取組がＲ８年度以降も継続できるよう財政支援を行うこと

〇副校長・教頭の負担を軽減し、次世代の管理職を育成する取組の制度化

・副校長・教頭マネジメント支援員の配置拡充

・教頭をサポートするミドルリーダー層教員に対する非常勤講師配置への支援

２．提案・要望の理由

〇教員の超過勤務、多忙化解消のため、教員の加配措置や各種支援スタッフ（教員業務支援員、SC、SSW、部活動指導員等）の活用により、教員業務の負担軽減が必要。

〇部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に関して、指導者やコーディネーター等人材、受け皿確保に苦慮しており、職務に見合った待遇改善、市町への財政的な支援が必要。令和８年度以降も、地域の実情に応じた支援の継続が必要。

〇校務運営の要である副校長・教頭の多忙化を解消しつつ、次世代の管理職の育成ができる体制の構築が必要。

（本県の取組状況と課題）

【県内公立学校教員の勤務の状況】

図１

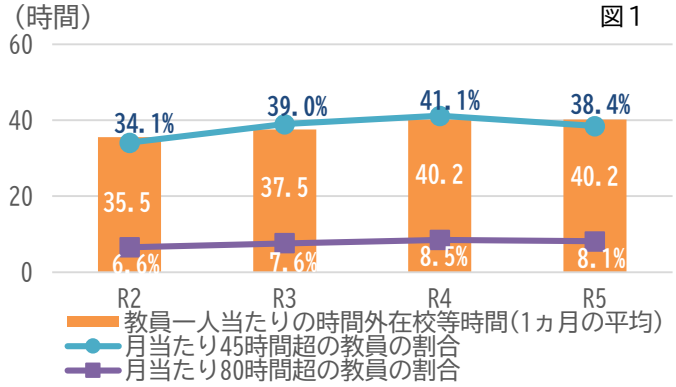

・本県教員の時間外在校等時間は高止まりしており、月 45 時間超の教員の割合、月 80 時間超の教員の割合も減っていない。

・教員の負担を軽減し、子どもとしっかり向き合えるよう、心と時間にゆとりをもてる職場環境の整備が必要。

【中学校部活動における人材確保等の状況】

部設置数と部活動指導員数

図２

			R4	R5	R6
運動部	設置数		1,199	1,150	1,146
	部活動指導員	人数	56	71	84
		割合	4.7%	6.2%	7.3%
文化部	設置数		485	496	479
	部活動指導員	人数	3	7	9
		割合	0.6%	1.4%	1.9%

・部活動指導員は年々増員しているが、全部活動に対する配置率は 7.3%（運動部）と1割にも満たず、「地域連携」としての活動機会確保のためには、さらに人材の育成と確保が必要である。

実証事業実施市町数と地域クラブ活動に取り組んだ部活動数

	R5	R6
実証事業実施市町数	8	10
地域クラブ活動に取り組んだ部活動数	22	56（予定）

・令和5年度地域クラブ活動に取り組んだ部活動のうち、現在、活動継続が見込まれるものは3部（2市）のみであり、今度も、受け皿団体や指導者の育成・確保が必要である。

【副校長・教頭の負担を軽減し、次世代の管理職を育成する取組の制度化】

R5教頭等と教諭等の在校等時間

図３

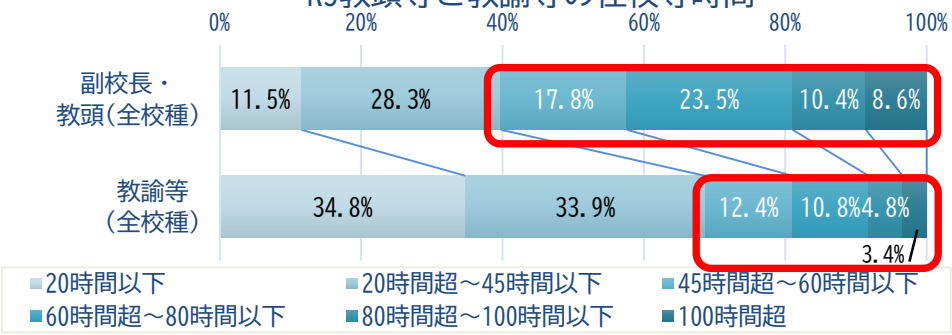

・長時間労働（月 45 時間超）の割合は教諭等よりも教頭等の方が高い。

・働き方改革推進には、校務運営の要である教頭等の負担を軽減し、マネジメントに注力できる体制が必要。

・本県では、右のようなモデル事業を実施し、教頭の負担軽減を図るとともに、合わせて、次世代の管理職の育成にも取り組んでいるところ。

図４

学校経営骨太モデル事業

教頭業務を支援するミドルリーダー層の教員に対して非常勤講師を配置

校務運営の要である教頭の負担軽減と次世代の管理職の育成を図る

本県の取組（R5、6年度）
- 小学校１校、中学校１校、高等学校１校で実施
- 週18時間の非常勤講師を措置

学校の声
- 教頭が事務に追われるだけでなく、若手教員の相談にしっかり応じられるようになった。
- 教頭が教師の経験を伝えられて、やりがいも感じる。
- 教頭にとどまらず、職員全体の意識が変わり、超過勤務が減少している。
- 学校運営の要となるメンバーが一堂に会する時間が取れ、意思決定や実行のスピードが速くなった。

要望
- 取組校の拡大に必要な財政支援

担当：教育委員会事務局教職員課　TEL　077-528-4536
教育委員会事務局保健体育課　TEL　077-528-4627
文化スポーツ部スポーツ課　TEL　077-528-3366

医療的ケア児等に対する支援の推進

➢ **住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療的ケア児とその家族を支える体制づくりを進める**

【提案・要望先】厚生労働省

１．提案・要望内容

医療的ケア児等対応事業所の開設促進

○　医療機関での取組が進むよう医療型短期入所の報酬額の増額を図ること

○　ナーシングホーム※1等の空床活用ができるよう指定短期入所の基準緩和を図ること

※１：医療的ケアを行うための看護師が 24 時間 365 日常駐するとともに、入居者に対し日常的な介護サービスの提供を行う有料老人ホーム

２．提案・要望の理由

医療的ケア児等対応事業所の開設促進

○　医療型短期入所の報酬と医療機関が入院として受け入れた場合の報酬に格差が生じているため、医療型短期入所の開設が進まない。

（参考：入院診療報酬４．２万円／日　医療型短期入所報酬　３．２万円／日）

○　障害福祉分野以外で共生型短期入所の事業を行うことができるのは介護保険サービスの短期入所と指定小規模多機能型居宅介護※2事業者のみであり、医療的ケアが可能な地域資源を十分に活用できていない。

※２：通い、訪問、宿泊を組み合わせながら、入浴、排せつ、食事などの介護サービスを提供する。

（本県の取組状況と課題）

医療的ケア児等対応事業所の開設促進

● 県内における医療型短期入所施設は、びわこ学園（草津 15 床・野洲 13 床）、紫香楽病院（3床）、野洲すみれ苑（老健：空床型）およびマキノ病院（空床型）のみ。地域偏在（県南部に偏り）があるため、送迎にかかる県北部の保護者の負担が大きい。

● 医療的ケア児者対応事業所開設促進事業（R4～）

県内の医療的ケア児者に対応できる医療型短期入所事業所や重症心身障害児通所支援事業所の増設のため、新規法人に対する事業提案や医療的ケアの講習会等を実施し、開設までのアフターフォローを実施。

➢ 増加した医療型短期入所：4か所（うち日中支援のみ：2か所）〔R6.7月末時点〕

● 令和5年度医ケア実態調査（概要）

①対象者：県内に在住し、在宅で生活する医療的ケア児者または重症心身障害児者
②調査期間：令和5年9月下旬～令和6年3月 31 日
③回答数：418件
④医療的ケアまたは重症心身障害のある人数：361人
⑤レスパイトのニーズ：293 人（81.2％：⑤／④）

利用している		202 人
利用していない	希望するが利用できず	91 人
	利用を検討している	
	（理由について）回答無し	
	利用を考えていない	68 人

● 医療型短期入所受入促進モデル事業（R6～）

県北部をモデル圏域として、病院等が医療型短期入所として、医療的ケア児等を受け入れた場合に体制整備に必要な経費の一部を補助する。（1人1日／10,000 円）

また、医療的ケア児等の受入先の裾野を広げていくため、医療型特定短期入所※3における入浴支援や医療的ケアの対応が可能な福祉型短期入所に対しても体制整備に必要な経費の一部を補助する。（入浴支援：1人1日／5,000 円、福祉型：1人1日／10,000 円）

※3：宿泊を伴わない短期入所サービス

➢ マキノ病院新規指定（R6.6/1）

高島市 民間病院 1 か所指定申請準備中
長浜市 公立病院 1 か所指定申請検討中

担当：健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係
TEL：077－528－3544
担当：病院事業庁経営管理課経営改革推進室
TEL：077－582－5106

こどもの貧困の解消に向けた取組の強化

➢ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（こどもの貧困解消法）を踏まえ、子どもの貧困の解消に向けた総合的な対策を講じる。

【提案・要望先】こども家庭庁

１．提案・要望内容

(1) 子どもの貧困解消に向けた省庁連携による取組の加速化

(2) 市町域を超えて活動を行っている広域的活動団体への支援

○ 人件費等を含めた補助基準額の拡充や補助率の嵩上げ等の財政支援の拡充

○ 移動手段をもたない子どもや若者が支援活動に参加しやすいよう、移動に要する費用（送迎体制・交通費）への財政支援の拡充

２．提案・要望の理由

(1) 子どもの貧困解消に向けた省庁連携による取組の加速化

○ 子どもの貧困解消法を受け、貧困の解消に向けた対策をさらに加速化させるためには、地方自治体・関係団体・地域等との連携・協力体制強化が必要。そのために国においても省庁連携による一体的な取組を推進されたい。

(2) 市町域を超えて活動を行っている広域的活動団体への支援

○ 子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において子どものその後の人生に影響を及ぼすことから、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援を始めとした様々な観点から、市町等と連携した取組を実施中。

○ 一方で、食事提供や学習支援、相互交流等の活動については民間団体により支えられているが、民間団体の中には、市町域を超えて活動を行っている団体もある。

○ 子どもの貧困解消法には民間団体の活動の支援が規定されており、特に、複数の市町域を対象に支援活動を行う民間団体について、人件費等を含めた補助基準額の拡充や補助率の嵩上げ等の財政措置を講じられたい。

○ また、子どもがこうした活動にアクセスするためには、当事者の交通費負担の軽減や活動団体による送迎体制等の整備が課題となっているので、支援を必要とする子どもが安心して活動に参加できるよう、交通費や送迎体制の整備など「移動」に要する費用についても補助対象に追加されたい。

（本県の取組状況と課題）

(1) 子どもの貧困解消に向けた省庁連携による取組の加速化

【現状】

○　本県では次期淡海子ども・若者プランにおいて「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進」を基本施策の一つに据えて施策を進めていく方針。

【課題】

○　取組の加速化のためには、子ども・福祉・教育・雇用など、様々な分野の施策を一体的に進める必要がある。

(2) 市町域を超えて活動を行っている広域的活動団体への支援

【現状】

○　子どもの居場所は増えつつあるが、活動場所に偏りがあり、特に困窮世帯にあって支援を必要とする子ども・若者に十分に支援が行き届いていない。

【課題】

○　広域を対象とした民間団体に対して個々の市町単位で財政支援は行いづらく、結果として参加者本人や民間団体による自助・共助に頼らざるを得ない状況。

本県で広域を対象に子ども・若者支援を行っている団体例

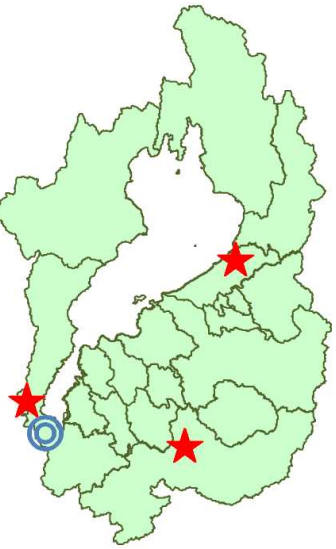

◎…ひとり親家庭を対象に活動中の団体（1か所）
★…ヤングケアラー等を対象に活動中の団体（3か所）

【参考】

「子どもの貧困対策 関西フォーラム」

○　子どもの貧困の解消に向けた対策への理解を深め、子どもや若者、支援者、自治体、企業等の関係者の更なる連携により、取組が一層進展することを目的に開催。

（2024.7.16 公益財団法人あすのばと滋賀県の共催）

子どもたちの声

（あすのば給付金 6000 人アンケート関西版より）

- 親が車の免許を持っていないので参加できない。
- 食費や交通費の支払いが大変で我慢することが多い。
- 季節ごとの体験が少ないため、経験値を増やす取組が必要。

民間団体等の声

（シンポジウムや分科会等での意見より）

- 寄付金を募りながら子どものケアをするのは大変。
- コロナ禍が明け、物価高騰のなか寄付が減ってきている。
- 貧困解消法の趣旨を踏まえ、民間団体への財政支援の強化を。

担当：子ども若者部 子どもの育ち学び支援課　TEL　077-528-3450
子ども家庭支援課 家庭支援係　TEL　077-528-3554

社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進

➢ 社会的養護のもとで暮らす小学生の学習塾や文化、スポーツ等の学校外での学習・体験活動への参加を支援することにより、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を図る。

【提案・要望先】こども家庭庁

1．提案・要望内容

小学生への学習等支援の拡充

○ 小学生の学習塾および文化・スポーツ等の学校外での学習・体験活動への措置費の更なる拡充

2．提案・要望の理由

○ 社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、虐待や貧困などの家庭環境により、コミュニケーション力が乏しかったり、基本的な学習能力・習慣を身に着けていないことが多く、こうした学習の遅れなどが施設等退所後の対人関係や社会的自立を困難にする一因となっている。

○ また、施設職員は、食事や入浴などの日常の世話から、保護者対応、学校行事への参加や進学・就職相談など業務が多岐にわたり、基礎学力、基礎体力向上等に向けた学習・スポーツ・音楽など専門的な対応が困難となっている。

○ 一方、民間の調査では、一般世帯の小学生の約７割は学習塾のほか水泳や音楽など文化・スポーツ等の活動に通っており、「児童養護施設運営指針」でもこうした活動等について、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認めるよう示されているものの、措置費など財政的な支援が整っていない状況であった。

○ このような中、令和６年度から国において新たに小学生から高校生までの教育費等を増額し、学用品以外にもスマホ代や習い事にも充てられるよう制度改正が図られたが、小学生においては、学習塾等利用に特化した措置費がないことから、中高生と同様の対応が必要。

（本県の取組状況と課題）

(1) 本県の小学生への学習等支援の取組

○ 令和５年度より小学生（高学年）における塾代、文化･スポーツ等に関する学習等支援事業を創設し、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を支援。

【事業名】社会的養護のもとで暮らす子どもたちの学ぶ力サポート事業

支 援 額：１人あたり　５千円／月〔**Ｒ６予算額　1,740 千円**〕

対　　象：社会的養護のもとで暮らす小学生（４～６年生）

利用実績：18 名（学習塾：１名、文化・スポーツ等：17 名（R6.7 末時点））

事業アンケート結果（R6.2.26 実施。児童養護施設等７施設が回答）
・子どもたちの自己肯定感の向上や学習の取り戻しなどに、本事業は効果的であると考えますか・・・4.5 ・塾に行った子どもの勉強に対する理解度は向上しましたか・・・4.7 ・子どもたちは自分に自信が持てるようになりましたか・・・4.9 （いずれも５段階評価による回答の平均値） 【自由記述】 ・習い事が気兼ねなくできることは子どもの自信、余暇活動として確実につながっています。 ・水泳を継続して習うことで、学校でも授業で自信を持って取り組めている様子がみられる。継続する力をつけることができました。 ・今までは、おこづかいやホーム費から出していたので、助かります。

(2)課題

○　県単独事業の令和５年度実績において、塾にかかる費用は月平均 14,000 円となっており、国における 5,000 円の単価増では学習ニーズを満たせない。

○　また、今回増額された単価は学用品やスマホ代にも使用されることから、更なる単価増のみならず、学習塾等利用に特化した措置費が必要。

中高生と同様の対応が必要

	学用品費	学習塾費	部活動費（高校生は学用品費等を含んだ単価）
小学生	2,210円（R5） **→7,210円（R6）**	**なし**	**なし**
中学生	4,380円（R5） **→9,380円（R6）**	実費相当額	実費相当額
高校生		上限 20,000 ～25,000円	上限 23,330円(公立)/34,540円(私立)（R5） **→ 28,330円(公立)/39,540円(私立)（R6）**

担当：子ども若者部 子ども家庭支援課 虐待・非行防止対策係
TEL　077-528-3551

非行防止・立ち直り支援活動の推進

- **非行少年等の抱える課題を探り、個別プログラムによる立ち直りを支援する**
- **全国に先駆けて実践・継続した滋賀システム「あすくる」を全国へ**

【提案･要望先】こども家庭庁、警察庁

１．提案・要望内容

制度の狭間にある非行少年等の立ち直り支援活動の充実

○更生保護や社会的養護等の制度の狭間にある少年への立ち直り支援を行う活動に対する補助事業の創設

２．提案・要望の理由

制度の狭間にある非行少年等の立ち直り支援活動の充実

○ 非行少年であっても、更生保護制度上の保護観察が付かない者、社会的養護における要保護対象とならない者などは、各種制度における支援の対象から外れる。

○ このような少年は、必要な支援が行き届かない「各種制度の狭間」におかれ、非行要因を改善しにくい環境下にあるため、その立ち直りのためには、切れ目のない継続的な支援が必要。

○ 各種制度の狭間をなくし、適切な立ち直り支援に繋げるためには、各市町が設置する「青少年補導センター」を拠点として、各専門機関が連携し、困難な状況にある青少年の早期発見と個別の青少年に応じたきめ細かな支援が必要。

○ 現在、非行少年等の立ち直り支援に関する国の制度がなく、各自治体においては独自に立ち直り支援や広報啓発、補導活動などに取り組まれている状況であることから、全国一律の仕組みの構築が必要。

（本県の取組状況と課題）

○ 本県では、市町が設置する青少年補導センターに、立ち直り支援機能を付加したセンターを「青少年立ち直り支援センター(通称：あすくる)」と称し、これに取り組む市町に対して平成 16 年度より財政支援等を行っている。

【事業の実施イメージ】

【県】青少年立ち直り支援センター運営費補助金(10 か所)
R6 予算額：65,150 千円　負担割合：県 1/2, 市町 1/2

青少年補導センター（市町が設置）

- 所長　1 名
- 無職少年対策指導員　1 名
- 少年補導員　1 名
- その他(事務職員等)

［主な活動］
街頭での補導活動
非行少年に関する相談
環境浄化活動　等

青少年立ち直り支援センター（通称：あすくる）

- 支援コーディネーター　1 名
- 教員　1 名
- 臨床心理士　1 名

［主な活動］
個別プログラムによる支援
協力企業やサポーターの発掘　等

支援協力企業

青少年支援サポーター（一般のボランティア等）

＜事業の成果＞ ※支援対象者数：前年度からの継続支援者＋当該年度の新規支援者（支援中止となった者を含む。）

年　度	R1	R2	R3	R4	R5
支援対象者数	130 人	144 人	136 人	126 人	147 人
支援完了	41 人	30 人	45 人	32 人	21 人
継続支援	77 人	96 人	85 人	84 人	115 人

※支援完了
支援開始当初に立てた目標（就労、就学など）を達成した者

＜利用者等の声＞

少年の声（センター便りから）	・家族以外とつながりを持つことができて、自分は一人じゃないと思うことができ、先に向かう自信をつけることができた。 ・生活習慣が良くなり、夜遊びは前より少なくなった。
保護者の声（手紙より）	・あすくるの存在はとても大きく、益々必要とされることでしょう。
職員の声（巡回訪問時の聞き取りから）	・教員がいることで、学習支援や進路相談の充実が図れる。 ・相談支援の専従職員がいることで、街頭補導などの非行防止活動もマンパワーが充てられる。 ・支援プログラムで繋がった地元企業等への就労が期待できる。

【課題】

○ 非行少年の立ち直りに関する支援は市町等が独自に実施されているが、財政的な制約がある中、きめ細かな支援が行き届かない状況。

○ また、近年の刑法犯少年の増加を踏まえ、各種制度の狭間にある少年の立ち直り支援の充実が必要。

担当：子ども若者部 子ども家庭支援課 虐待・非行防止対策係
TEL：077－528－3551

若者の社会参画活動の促進支援

➢ 若者が地域の活性化や地域課題の解決に向けて主体的に行う活動を支援

【提案・要望先】こども家庭庁、文部科学省

１．提案・要望内容

社会参画活動を行う若者への支援強化

○ 地域活動や社会貢献活動等に取り組む若者への財政支援

２．提案・要望の理由

○　本県では、地域の青少年活動などを通して、多くの熱心な若者が地域のリーダーとして育ち、地域の活性化や地域課題の解決に向けた主体的な取組を行われてきたところ。

○　しかしながら、近年は青少年団体等への参加者数が減少傾向にあるなど、こうした取組が一部の地域での実施にとどまっており、地域の中で幅広い年代の人々と関わる機会や若者同士がつながりをもって活動する機会が少なくなっている。

○　こども家庭庁の令和７年度予算概算要求の概要では、こども・若者世代の視点に立った政策推進の強化等として、「若者が主体となって活動する団体の活動の促進」を掲げているが、その内容は団体が抱える課題の解決に資する情報等を共有する機会の提供や更なる課題の把握にとどまっており、真に若者の主体的な活動を応援するのであれば、更なる支援が必要。

○　若者の健やかな成長、社会性や自己肯定感の形成に必要な機会を充実させるため、若者たちが主体的に取り組む地域活動や社会貢献活動等を財政支援するとともに、これらの活動の促進に向けた全国的な機運を醸成するには、国の支援が不可欠。

（本県の取組状況と課題）

若者ネットワークキャンプ事業

１　目的

県内の若者を対象とし、リーダーシップと社会参加のスキルを向上させるとともに、若者同士がつながり、ネットワークを構築し、新たな取組にチャレンジする環境を整え、若者が活躍する場を設定することで、今後の主体的な社会参画活動への足掛かりとする。

２　主な内容

・若者の意見交換会「しが若者ミーティング」の開催
・若者同士が１泊２日の活動を通じてつながりを深め、リーダーシップ、コミュニケーション、問題解決スキルなどを学ぶ「ネットワークキャンプ」の開催
・キャンプ参加者が実行委員会を立ち上げ、イベントの企画・開催を行う

３　対象者

県内の高校生、大学生、勤労青年等

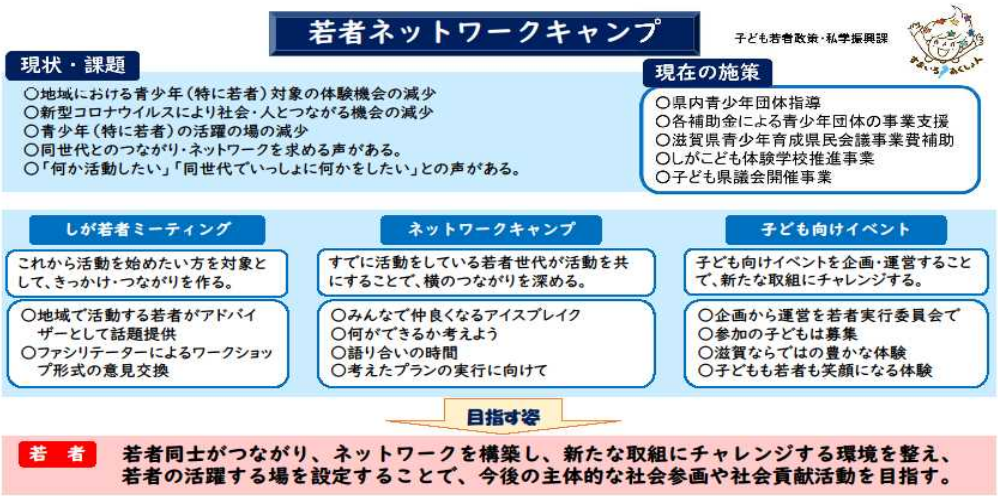

○今年８月に開催した第１回しが若者ミーティングの様子

担当：子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課 総務・青少年係
ＴＥＬ：077-528-3561

子どもの成長過程を通じて 子育てしながら誰もが活躍できる仕組みづくり

5 ジェンダー平等を実現しよう　8 働きがいも経済成長も

➢ 生まれる前からの切れ目のない子育て支援により、安心して出産や子育てができる社会を構築するとともに、子育てをしながらも誰もが自分らしく活躍できる社会を実現する。

【提案・要望先】厚生労働省

1．提案・要望内容

(1) 成長過程を通じて子育てしながら誰もが活躍できる仕組みづくり

○ 育児・介護休業法の改正により拡充された、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置について、改正内容に係る周知や企業に対する支援の拡充などを実施し、子育てしながら誰もが活躍できる仕組みづくりを促進すること

(2) 中小企業に対する多様で柔軟な働き方への支援

○ 子育てしながら誰もが活躍できる社会の実現の実現に向けて、働き方改革推進支援センターにおける両立支援対策を強化し、中小企業における改正法への対応が円滑に進むよう支援をすること

2．提案・要望の理由

(1) 育児・介護休業法の改正で拡充された措置等への対応に向けて、改正内容に係る説明会の実施や、両立支援助成金の要件緩和・上乗せ、育児休業給付金の支給率の引上げなどの支援を拡充し、中小企業における環境整備を図る必要がある。

あわせて、さらなる対象年齢の拡大に向けた検討も進める必要がある。

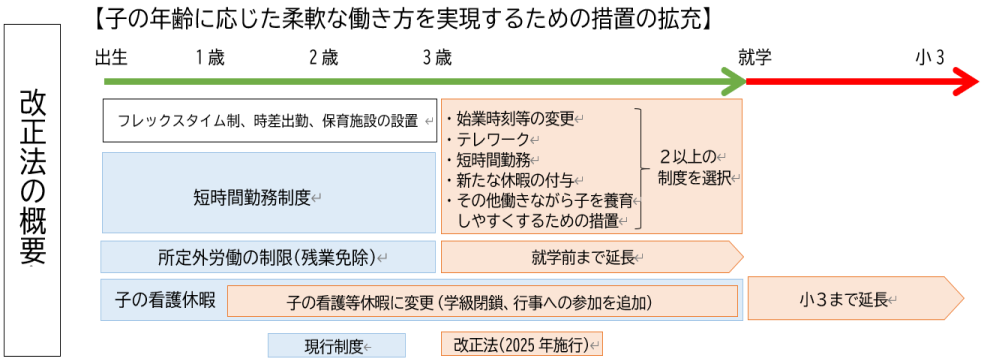

(2) 人材不足、物価高騰などの影響が深刻で厳しい経営状態の中小企業に対して、働き方改革推進支援センターによる助成金の周知や専門家による個別相談など両立支援に対する積極的支援が必要である。

（本県の取組状況と課題）

● 事業主と従業員双方が、子育てに関する考え方を見直し、誰もが自分らしく活躍し、多様で柔軟な働き方ができる環境の実現に向け、県発行の広報誌、パンフレットなどを用いて国の制度改正や支援制度を周知するとともに、イクボス宣言企業登録制度などにより機運醸成につながる取組を進めている。

● 滋賀県社会保険労務士会と連携して、中小企業を対象とした、働き方改革推進に関する助言・提案を行う働き方改革サポート診断事業や、職場環境改善のための就業規則見直しを支援する補助金事業など、多様で柔軟な働き方が可能となる環境の整備に向けた施策を展開している。

【課題】

滋賀県内の事業所における子育てに関する取組み状況

【育児のために就業規則等で定めている制度】

	始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ	テレワーク（在宅勤務等）	育児のための短時間勤務制度	育児のためのフレックスタイム制	事業所内託児施設	所定外労働の免除	育児休業中の給与等の全部または一部を支給	育児休業期間中の生活資金等の貸付制度	
10～29人	30.4%	11.0%	60.2%	16.8%	2.5%	45.3%	4.3%	1.2%	従業員 300 人未満
30～49人	28.1%	19.7%	68.8%	14.1%	4.7%	59.4%	7.8%	3.1%	従業員 300 人未満
50～99人	29.2%	15.9%	75.4%	6.2%	4.6%	64.6%	7.7%	0.0%	従業員 300 人未満
100～299人	40.4%	26.3%	86.5%	11.2%	2.2%	69.7%	6.7%	0.0%	従業員 300 人未満
300～999人	47.9%	23.9%	88.7%	19.7%	4.2%	74.6%	14.1%	5.6%	従業員 300 人以上
1,000人以上	50.7%	46.6%	94.0%	14.9%	3.0%	80.6%	11.9%	3.0%	従業員 300 人以上

（n＝531）　令和5年　労働条件実態調査（滋賀県より）

● 育児・介護休業法の改正により、始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、新たな休暇の付与などの措置のうち２つの選択が義務付けられ、所定外労働免除の対象年齢についても拡大がなされた。しかし、規模の大きな企業に比して、規模の小さな企業においては、十分な環境整備ができているとはいえない。

● 短時間勤務や育児休業制度を利用することによる従業員の収入減少について、育児期間休業中の収入補填や生活資金等の貸付を実施している企業は少ない。

● 中小企業における改正法への対応に向けて、両立支援助成金の要件緩和・上乗せ、育児休業給付金の支給率の引き上げなどが必要である。

担当：商工観光労働部　労働雇用政策課　労政福祉係
TEL　077-528-3750

全国一律の子どもの医療費助成制度の創設

➢ 子育て世帯の経済的負担の軽減により、子どもの保健の向上と子どもを産み育てやすい社会の実現を図る。

【提案・要望先】こども家庭庁

1．提案・要望内容

国による全国一律の子どもの福祉医療費助成制度の創設

○ 全ての子どもが、全国のどこに住んでも安心して必要な医療が受けられるよう、 子どもの医療費に関する全国一律の福祉医療費助成制度を創設

2．提案・要望の理由

○ 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者からの要望が多く、また、次世代育成支援の一環として重要な制度であり、実施主体の県内市町は制度の創設を要望。

○ 高校生世代以下にかかる国民健康保険国庫負担の減額調整措置は令和6年4月1日から廃止されることになったが、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設については措置されず。

○ 国を挙げて、子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世帯の経済的負担を軽減することによって、子どもが医療機関を受診しやすくする環境を築くための重要な施策であり、本来は国の責任で行われるべきこと。

○ 同じ医療を受けても居住地や住所地によって自己負担に差があるため、全国の全ての子どもがどこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるという観点から、全国一律の負担軽減措置が必要。

○ また、医療費自己負担分に対する地方単独公費助成において、国では、マイナンバーカードを活用した現物給付化の方針が示されているところであり、今後、効率的なシステム化を図る上でも国で統一した医療費助成制度の創設を検討すること。

（本県の取組状況と課題）

○ 県では平成 28 年4月から、乳幼児福祉医療費助成制度に係る所得制限および自己負担の撤廃による完全無料化を実施。

○ 市町では独自事業として、小学校入学以降の児童・生徒に対する助成制度を拡充してきたが、財政事情や政策的な要素等から、対象年齢、自己負担金等の制度内容が異なる状況が発生。

○ 令和6年4月から、県が高校生世代を助成することで、市町との連携した取組により、県内のどこに住んでいても0歳から 18 歳まで医療サービスを受けられる仕組みを構築したが、多額の財政負担が課題。

県内市町における子ども医療費助成制度の実施状況

（令和６年４月１日現在）

□自己負担なし　▨自己負担あり（入院１日1,000円・月額14,000円／通院１ﾚｾﾌﾟﾄ500円）

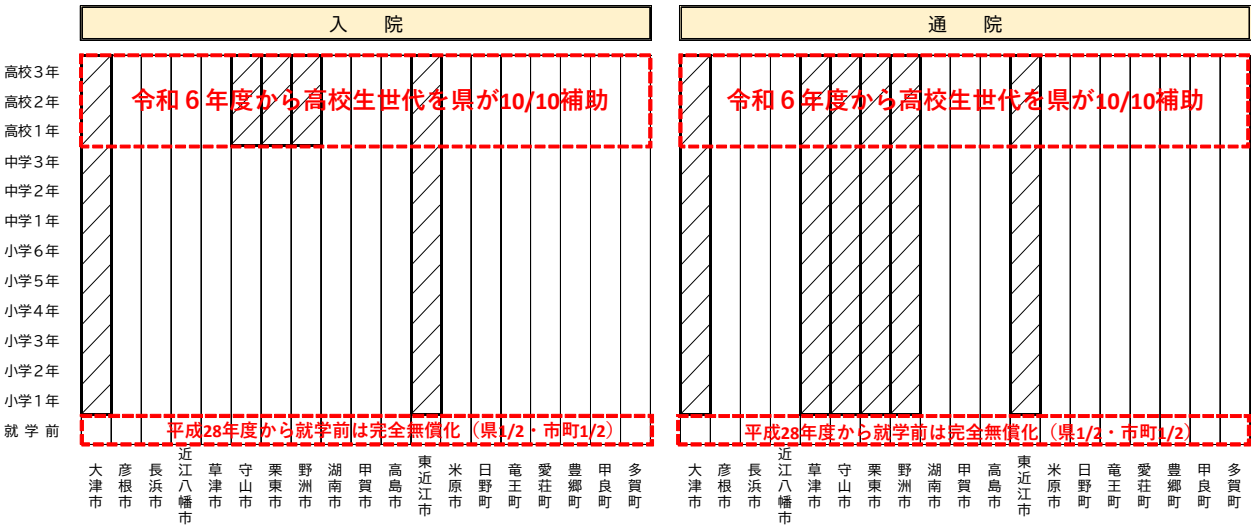

＜入院に対する助成の実施状況(R6.4.1現在)＞　（単位：市町数）

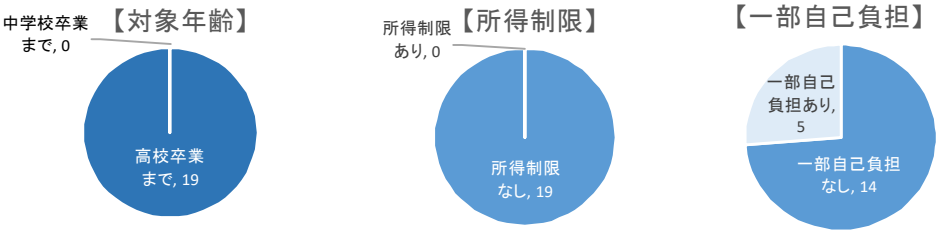

＜通院に対する助成の実施状況(R6.4.1現在)＞　（単位：市町数）

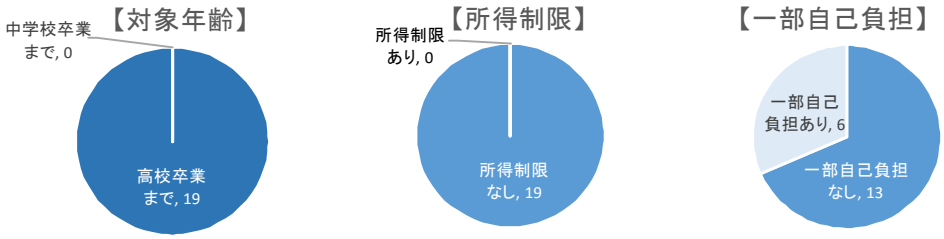

担当：子ども若者部子育て支援課子育て支援係
TEL　077－528－3552

実効性ある子ども施策の展開

➢ 子ども・子育て政策について、国が全国一律で行う施策と、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業を組み合わせることにより、効果的な展開を図る。

【提案・要望先】内閣府

１．提案・要望内容

地方の実情に応じた子ども・若者政策の推進のための財政措置の拡充

○　地方の創意工夫が活かせる交付金や基金などの創設や地方財政措置の拡充

２．提案・要望の理由

○　子ども・若者政策の実効性を十分確保するためには、国と地方が適切に役割分担し、車の両輪となって推進していくことが重要。

○　国における子ども政策については、令和５年 12 月にこども未来戦略が取りまとめられ、こども・子育て支援加速化プランにより予算規模が大きく拡大されたところであるが、子ども・子育て支援施策は、子どもの遊び場や安全な生活環境等の整備など、地方がその実情に応じてきめ細かに行う地方単独事業が組み合わさることで効果的なものとなることから、地方の創意工夫が活かせるよう、地方財政措置を含め、自由度の高い十分な地方財源の確保が必要。

○　本県では、子ども・若者政策は児童福祉や教育、保健医療など多岐にわたることから、令和４年度に滋賀県子ども・若者基金を設置し、全庁を挙げてきめ細やかな取組を進めているところ。

○　また、令和６年度からは、具体的な施策を幅広く担う市町に対しても、地域の事情に応じて柔軟に活用できる新たな交付金制度を創設したところ。

○　国においても地方の実情に応じた子ども・若者政策の推進のため、地域の実情に応じて柔軟に活用できる交付金や基金などの創設や地方財政措置の拡充が必要。

（本県の取組状況と課題）

(1)滋賀県子ども･若者基金の取組

令和４年度に設置した子ども・若者基金（20 億円を積み立て）を活用し、県庁全体で子ども施策に集中的に取り組んでいる。

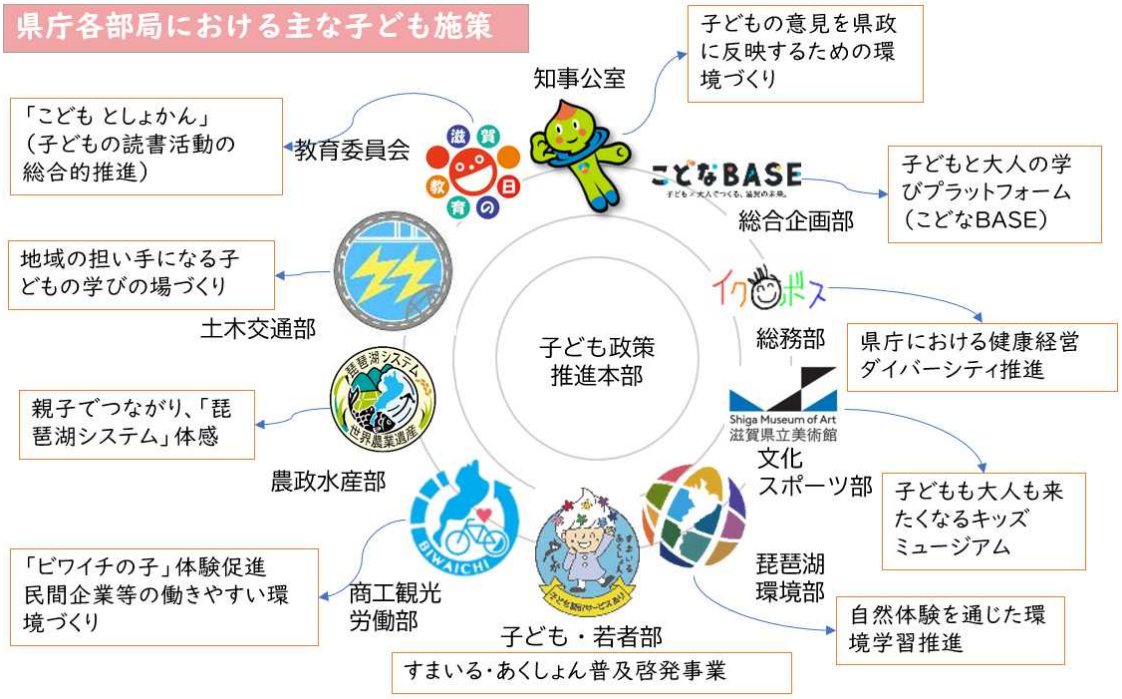

令和６年度　子ども・若者基金充当事業　**59 事業、374,002 千円**（事業費ベース）

(2)子ども･子育て施策推進交付金の創設

市町の子ども・子育て施策の充実を図ることを目的に自由度の高い交付金を創設することにより、県と市町が連携して「子どもを真ん中におき、子どもを安心して産み育てることができる滋賀県」を目指す。

子ども・子育て施策推進交付金の概要

○交付金規模：４億円／年、６年間（Ｒ６～Ｒ１１）
○補助率：１／２
○交付金配分額算定方法：
　１８歳未満の人口割合で配分
　（人口減少の市町への加算あり）

福祉や教育に限らず、様々な分野で活用可能

交付金対象事業

(1)～(3)の全てを満たすもの

(1)新規事業として実施するもの
※既存事業であっても政策的判断により拡大した部分については充当可能

(2)事業年度にとどまらず効果が見込まれるものまたは本制度の終了後は他の財源での実施を想定するもの

(3)子ども・子育て施策の充実に寄与し、効果が見込まれるもの

○市町の取組事例

- 妊婦健康診査の助成額の拡充
- 学校での子どもの見守り人員の配置
- 子どもの居場所となる公園の整備
- 文化芸術の体験活動の機会提供

担当：子ども若者部　子ども若者政策・私学振興課
総務・青少年係　TEL077-528-3550/企画調整係　TEL077-528-3565